

高岡市人づくり奨学資金

【令和7年度奨学生募集要項】

1 目 的

修学が困難な者に対して奨学資金を**貸与する**ことにより、次代を担う有為な人材を育成することを目的とします。

【注意事項】貸与制度です。卒業後返還する必要があります。

2 対象者

- (1) 高等学校卒業者（高等学校卒業程度認定試験合格者含む）のうち、学校教育法に基づく、学校等（短期大学、大学、大学院及び専修学校（専門課程に限る））に在学又は進学予定の者
- (2) 保護者（親権者、未成年後見人その他これらに代わる者）が高岡市内に住所を有する者
- (3) 学業成績が優秀であり、かつ学費の支弁が困難な者
- (4) **他の奨学金制度を利用していないこと。（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度は除く）**

3 貸与金額等

- (1) 金額

区 分		貸与年額
大 学 大 学 院	国公立	500,000 円
	私 立	700,000 円
短 大 専修学校 (専門課程)	国公立	400,000 円
	私 立	700,000 円

※ 奨学資金は無利息です。（ただし、返還すべき日までに返還しなかった場合は、延滞金が課されます。）

- (2) 貸与期間

在学又は進学予定の学校等の正規の修業期間（休学となった場合は貸与が停止し、復学により貸与が再開します。）

4 申請期間等

申請期間	令和7年4月1日（火）～5月9日（金） 上記期間内に学校等（ <u>進学予定又は在学する短大、大学、大学院及び専修学校</u> ）を經由して市に提出してください。
決定時期	6月 ※本人、学校等に通知します。

5 奨学金の支払予定時期

7月下旬、9月下旬の2回に分けて、本人名義の口座へ振り込みます。

(2年目からは4月下旬、9月下旬に振り込みます。)

6 貸与人数(採用枠)

毎年度、予算の状況により決定しますが、令和7年度新規奨学生は6名程度を予定しています。

7 保証人

連帯保証人2名

※ 貸与が決定した場合、実印の押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。

・保護者	1名
・生計を別にする者(富山県内在住者)	1名
※ 債務を負担する能力を有し、かつ、60歳以下の者に限る。	

8 返還方法

返還期間	据置期間終了後15年以内の分割均等償還
据置期間	卒業後1年間
割賦方法	半年賦返還(7月・1月)
延滞金	年7.3%

9 卒業後、本市に居住し就職した場合の優遇制度

次の要件をすべて満たした者は、年間返還額の一部(最高：貸付総額の50%相当額)が申請により免除されます。

- (1) 免除申請時において、本市の住民基本台帳に1年以上記載され、現に生活の本拠が本市にあること。
- (2) 免除申請年度の前年度に市民税を納付していること。(返還初年度の前年度の市民税が非課税の場合を除く。)
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 就業していること。
- (5) 人づくり奨学資金の返還を怠っていないこと。

◇ 返還特別免除を受けるときは、1年ごとに申請が必要です。免除額は1年間に返還すべき額に100分の50を乗じて得た額です。ただし、貸与総額の100分の5を乗じて得た額が上限となります。返還期間を10年以上に設定し、毎年申請すれば、貸与総額の50%の免除が受けられます。

10 選考方法について

家計の状況、学業成績等に基づき、学識経験者等で構成する「高岡市人づくり奨学資金等審査委員会」の審査を経て決定します。

11 提出書類（①～⑥の書類をそろえて4月現在の在学期に提出）

①、②は教育総務課（市役所5階）に配置します。

また、高岡市内及び近郊の高等学校に配布するとともに、教育総務課ホームページからもダウンロードが可能です。

①貸与申請書【様式第1号】

※ 他の奨学金（返還を要しない給付奨学金制度及び授業料減額免除制度は除く）との併用はできません。ただし、併願は可能ですので、他の奨学金制度を利用することとなった場合は、辞退届を提出してください。

※ 次の事項に該当する場合は、その旨を申請理由欄に記入し、それを証明する書類を添付してください。

ア 令和6年1月以降の所得に大きな変動がある場合（令和6年分源泉徴収票、確定申告書の写し等）

イ 障害のある人がいる場合（障害者手帳等の写し）

ウ 主たる家計支持者が別居している場合（別居に要している経費を証明する書類）

②推薦調書【様式第2号】

新入生は出身高校、2年生以上は在学する大学等で記入

※ 一度大学等を卒業（退学）し、大学院に進学又は再度大学等に進学する場合は、直近の卒業校（在学）で作成してもらいます。

③成績証明書

新入生は出身高校で発行する各学年のもの、2年生以上は在学する大学等で発行する各学年のもの

※ 一度大学等を卒業（退学）し、大学院に進学又は再度大学等に進学する場合は、直近の卒業校（在学）で発行のもの

④世帯全員の住民票（住民票謄本）

世帯主及び続柄の表示があるもの

市役所1階市民課、伏木・戸出・中田・福岡支所、オタヤ市民サービスコーナーで発行

⑤世帯全員の令和6年度所得課税証明書（令和5年分の所得が分かるもの）

市役所2階市民税課、伏木・戸出・中田・福岡支所で発行

所得がない場合でも非課税証明書を発行してもらってください。（小中学生など所得のない就学者は必要ありません。）

なお、令和6年度個人市民税・県民税が高岡市以外の自治体で課税されている方（令和6年1月1日の住所地が高岡市以外の方）は、当該の自治体で発行してもらってください。

⑥源泉徴収票または確定申告書等の写し（所得のある方のみ）

給与所得のある方・・・令和5年分源泉徴収票の写し

営業所得等のある方・・・令和5年分確定申告書の写し、収支内訳書等

12 申請書提出先

在学又は進学予定の学校等（短大、大学、大学院、専修学校）の奨学金担当を経由して高岡市教育委員会に提出してください。

【問合せ先】

〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号

高岡市教育委員会 教育総務課 総務係

TEL：0766（20）1443

FAX：0766（20）1667

E-mail：ksomu@city.takaoka.lg.jp

